

刊行によせて

東京地方裁判所民事第20部では、平成11年4月、在京三弁護士会の協力を得て、いわゆる即日面接及び少額管財手続を導入しました。即日面接手続は、申立代理人において破産者の資産、負債、免責に関する事実等について事前に調査を行い、これに基づいて早期に同時廃止が相当か否かを判断するものであり、また、少額管財手続は、管財業務の簡素化と合理化を図るとともに、申立代理人から調査結果の引継ぎを受け、更には手続開始後もその協力を得ながら管財業務を進めること（破産管財人との協働と連携）により破産管財人の負担を軽減し、もって、予納金（管財費用）を最低20万円に抑えるというものです。

即日面接及び少額管財手続を導入してから、本年度10年を経過しました。この間、両手続が当部における破産事件の標準的手続として定着し、大量の破産事件について迅速かつ適正な処理を実現できたのも、申立代理人や破産管財人を務める弁護士の方々の理解と協力をいただいたからにほかなりません。

この10年間で、当部の破産事件の新受件数は激増し、平成19年には2万6,561件と過去最高を記録しました。その後はほぼ横ばいの状態にありますが、それでも管財事件は増加傾向にあり、平成20年の管財事件の新受件数は1万2,856件で、前年より約17.2%の増加となっています。また、昨今の厳しい社会経済情勢を反映して、内容的にも複雑困難な案件も増加していることから、倒産手続の初期段階を担い事案を適切に整理した上で迅速に破産管財人に引き継ぐという申立代理人の役割の重要性は、今後いっそう高まるものと思われます。

本書は、破産法制及び実務に精通し、申立代理人や破産管財人として第一線で活躍されている東京弁護士会倒産法部会所属の弁護士の方々が、当部の運用を踏まえて執筆されたもので、その豊富な知識経験に基づく記述が各所に盛り込まれ、申立代理人の業務の在り方に関して、有益かつ示唆に富む内容となっています。

本書が、破産申立てに当たって活用され、よりいっそう迅速かつ適正な破産事件の処理がされることを願ってやみません。

平成21年12月

東京地方裁判所民事第20部（破産再生部）
部総括判事 佐村 浩之